

「令和6年度道の駅とざわ電気自動車の急速充電設備設置事業」業務仕様書

この「令和6年度 道の駅とざわ電気自動車の急速充電設備設置事業」業務仕様書は、道の駅とざわに設置している既存のEV充電設備と付帯する設備を撤去したうえで、新たなEV充電設備を設置し、その運用・保守点検を行うことに加え、本業務に対する「令和6年度クリーンエネルギー自動車の普及促進に向けた充電・充てんインフラ等導入促進補助金」（以下「令和6年度充電・充てんインフラ補助金」という。）の申請事務手続き等を行う業務の内容を示すものであり、契約者はこの仕様書に定める事項について適正に履行すること。

1. 事業目的

脱炭素社会の実現の取り組みを推進するため、本村における観光拠点の一つである道の駅とざわに設置されている老朽化した現金課金型のEV充電設備を廃止し、より高い出力電力を備えた新たなEV充電器を設置して運用するもの。

2. 事業実施期間

既存のEV充電設備の撤去および新たなEV充電設備の設置、令和6年度充電・充てんインフラ補助金の申請事務手続きについては、契約締結日翌日から令和6年12月31日までとする。

新たなEV充電設備の運用・保守点検の事業実施期間については、設置後協議の上決定する。

3. 新たなEV充電設備の設置場所

とざわ道の駅高麗館（戸沢村大字蔵岡字黒淵 3008-1 番地）
第1駐車場内（詳細な設置場所については、別紙参照）

4. 新たなEV充電器の種類

新電元工業株式会社製 急速充電器「SDQC2F60UT3210-MLV」もしくは、出力が50kWで令和6年度充電・充てんインフラ補助金の対象となる新電元工業株式会社製急速充電器「SDQC2F60UT3210-MLV」と同等の性能を備えた急速充電器とする。

5. 業務内容

契約者は、本事業の実施に当たって、以下の事項を実施する。

（1）EV充電設備の設置工事

- ①EV充電設備設置工事と付帯する電気工事
- ②既存のEV充電設備屋根の移設

- ③その外設置に必要な業務および安全管理
- (2) 既存のEV充電設備撤去工事
 - ①既存のEV充電設備撤去工事と付帯する電気工事
 - ②既存のEV充電設備の処分
 - ③既存のEV充電設備設置場所の復旧
 - ④その外撤去に必要な業務および安全管理
- ※既存のEV充電設備のメーカー、型式、設置場所、図面等は別紙参照
- (3) 令和6年度充電・充てんインフラ補助金の申請等事務手続き
 - ①令和6年度充電・充てんインフラ補助金の第1期受付期間での補助金交付申請および実績報告に係る書類作成・申請等の事務手続き
 - ②その外、本村に対する令和6年度充電・充てんインフラ補助金の交付に係る業務
- (4) EV充電設備の運用・保守点検
 - ①新たなEV充電設備の利用に向けた業務
 - ②新たなEV充電設備の保守点検に係る業務

6. 費用負担

上記5および本事業に関する費用は、原則として契約者の負担とする。

7. その他

- (1) 契約者は、関係法令を遵守し、誠実かつ安全に業務を履行すること。
- (2) その他、仕様書の内容等について疑義が生じた場合や本事業に係る業務の遂行上必要と認められるもので本仕様書にない事項が生じた場合は、村と協議した上で業務を進めること。